

荒川区契約事務取扱基準

昭和52年3月30日制定
51荒総財発第64号
(総務部長決定)

平成4年3月25日一部改正
平成18年9月19日一部改正
平成19年2月23日一部改正
平成22年8月1日一部改正
令和5年2月27日一部改正
令和7年11月1日一部改正
令和8年1月1日一部改正
令和8年3月26日一部改正

第1 目的

この基準は、荒川区契約事務規則(昭和39年荒川区規則第8号。以下「規則」という。)第3条第1項の規定に基づき、荒川区(以下「区」という。)が発注する契約に関する事務の適正な執行を期するため、各課における契約事務に係る処理制度を整え、事務の処理手続を統一するとともに、事務処理について必要な調整を行うことを目的とする。

第2 見積書の徴取

随意契約において、見積競争を行うことなく、1人から見積書を徴取して締結することができる契約は、次のとおりとする。ただし、(3)の場合は、文書により、その理由を明らかにしなければならない。

- (1) 予定価格が20万円以下の契約
- (2) 予定価格が50万円以下の物品修繕、建物及び工作物の修繕に係る契約
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号から第7号までに該当し、契約の相手方を特定の1人としなければならない合理的な理由がある契約(以下「特命による随意契約」という。)

第2の2 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用することができる契約

災害時等、競争入札の手続を行うことで時機を失し、契約の目的を達成することができなくなる場合であるが、その例を挙げれば次のとおりである。

- (1) 自然災害による応急工事
- (2) 施設の破損・不具合により、緊急に復旧しなければ利用者の安全性を損なう緊急復旧工事等
- (3) 感染症の急拡大といった予見不可能な客観的事由による場合
- (4) 議会の解散による選挙等
- (5) その他総務部長が必要と認める場合

第3 見積書徴取の省略

随意契約において、見積書の徴取を必要としないと認められる契約は、次のとおりと

する。

- (1) 食糧費、賄費で支弁する物品購入契約
- (2) 新聞、雑誌等定期刊行物、図書など購入先による価格の変動がないと認められる物品の購入に係る契約
- (3) 法令集等の追録に係る契約
- (4) 資金前渡により現地において調達する日常生活に必要な物品の購入契約及び修繕に係る契約

第4 契約書作成の省略と請書の徴取

規則第50条により公文書その他これに準ずる文書によることができる場合は、国、地方公共団体、その他の公法人と契約するとき又は資金前渡を受けて契約するときに限る。

第5 バス等運送に係る契約

運送料金は、公的な統制を受ける場合が多く、競争に付して契約金額が有利な者を選んでも、その他の条件が不利となつては、かえって契約の目的を達しないため、原則として、指名競争を行った上で契約を締結するものとする。

第6 自ら処理し難い契約事務の経理課長への協議又は請求

予定価格が50万円を超える物品の購入その他の契約で、電子入札に付す必要があると認められる場合は、事前に経理課長に協議の上、経理課に契約締結請求書を提出することができる。この際、経理課長は、契約事務の経済性並びに事務処理の適切性及び効率性を勘案して事前協議に対処すること。

第7 建物及び工作物の修繕及び工事請負の考え方

建物及び工作物の修繕及び工事請負に係る契約種別の考え方は次のとおりである。

- (1) 修繕請負契約 原状回復、機能の回復や本体の維持管理を目的とするもの。
- (2) 工事請負契約 新設、増設、計画的に実施する大規模な修繕や機器の更新、機能・性能の向上を目的とするもの。

第8 特殊物件の指定

1 定義

規則第90条に規定する特殊物件とは、特定の1種類を指定する必要がある物件であり、契約上その性質又は目的が競争入札に適しない場合の物件をいう。例えば、特定の者でなければ納入できない物件を意味するものであるが、一方、2種類以上あっても競争入札に付することが不利と認められる物件及び時価に比して著しく有利な価格で契約できる物件を含むものである。

2 特殊物件と指定理由書の関係

特殊物件を指定する場合は、規則第90条及びこの基準に定めるところにより、部の機種・業者選定委員会(以下「部選定委員会」という。)に付議の上、契約締結に当たっ

ては、請求書に詳細な物品指定理由書を添付しなければならない。

また、規則第90条ただし書の特殊物件の指定理由を契約締結請求書に記載することができる場合は、指定の理由が周知の事実である等誰の目から見ても指定理由が明白なときに限る。なお、この場合であっても、部選定委員会への付議は省略できない。

3 特殊物件の指定の例

以下の例示は、特殊物件の指定の例であり、これらに該当することをもって、特命による随意契約の要件を満たすものではない。したがって、特殊物件の指定と合わせて、特命による随意契約とする場合は、契約案件ごとの与条件や必要性等を厳格に検討の上、指定の理由を明示しなければならない。

- (1) 特許製品
- (2) 1種類しか存在しないもの
- (3) 庁舎内の什器で製品や規格等が統一されているもの
- (4) 既存の物件と統一しなければならないもの

第9 複数年契約の取扱い

債務負担行為又は長期継続契約によらず、同一の業者と複数年度にわたる契約（以下「複数年契約」という。）を締結することのできる契約又は契約類型及びその際の手続き等は、次に定めるとおりとする。

1 対象案件

複数年契約を締結することができる契約又は契約類型は、次のとおりとする。

- (1) 広報又は伝統工芸記録の映像制作に関する契約
- (2) 区報又は区報 Jr の印刷製本若しくは制作委託に関する契約
- (3) 職員等の健康診断に関する業務委託契約

2 事務処理手順

複数年契約は、一度業者選定を行った後、複数年度にわたり、毎年度、特命による随意契約を締結することにより行う。その具体的な事務処理手順は、次に定めるとおりとする。

- (1) 主管課は、当該契約に係る事案決定を行った上で、契約の継続希望期間とともに部選定委員会に付議し、その承認を得て契約締結請求を行う。ただし、主管課において契約相手方を指定しない場合は、部選定委員会への付議は不要とする。
- (2) 複数年契約の可否は、その継続期間を含め、契約審査委員会（審査部会を含む。以下同じ。）において決定する。なお、継続期間は、長期継続契約の例にならいう3年間又は5年間のいずれかとする。
- (3) 主管課は、契約締結後、当該契約に係る業務等の履行状況の把握、管理に努めなければならない。
- (4) 主管課は、次年度以降の契約締結請求にあたり、その前年度の履行状況の把握に基づき特命による随意契約の可否を判断する。
- (5) 主管課は、次年度も継続すると決定したときは、事案決定を行ったうえで、特命による随意契約として契約締結請求を行う。この際、部選定委員会への付議は、要しないものとする。

- (6) 経理課長は、複数年契約に係る第2年次以降の契約締結請求に対し、継続することに問題がないと判断したときは、契約締結事務を実施するとともに、当該契約事務について契約審査委員会に報告する。また、継続すべきでないと判断したときは、この契約締結請求を返戻する。

3 留意事項

複数年契約は、その業務等の内容や性質から、一定期間にわたり同一の相手方と契約を取り交わすことがふさわしい案件を対象とするものである。しかし、対象案件は、いずれも債務負担行為の対象とはならず、かつ、地方自治法施行令や区条例等で定める長期継続契約の要件にも該当しない契約であり、複数年にわたる契約を締結するための財政的又は法令等による裏付けを持たない。

複数年契約の適用にあたっては、この点に十分留意すること。

- (1) 庁内における取扱いの統一性を確保する観点から、適用対象を上記1に規定する契約又は契約類型に限定するものであり、本来の趣旨を外れた拡大適用は厳に慎むこと。
- (2) 提案評価方式等による業者選定を含め、業者との対応にあたっては、原則として、契約相手方に対し複数年契約を約する又は契約相手方に複数年契約を約すると受け取られるような取扱いを避けること。

第10 提案評価方式により選定した事業者との随意契約

同じ相手方と継続して随意契約を締結することができるのは原則として3年間とする。ただし、次の各号に掲げる契約については、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 3年を超える債務負担契約及び長期継続契約 当該契約の契約期間まで
- (2) その他特別な事情があると認められる契約 荒川区契約審査委員会で承認された期間

第11 部選定委員会への付議

1 付議事項

次に掲げる事項については、部選定委員会の了承を得なければならない。なお、部選定委員会は、会議を開催して審議を行うこととし、下記2に定める場合を除き、各委員への文書付議による付議事項の処理を行ってはならない。

- (1) 経理課契約(規則第3条の2第1項の経理課契約をいう。以下同じ。)について、特命による随意契約を行おうとする場合の相手方業者の選定に関する事。
- (2) 経理課契約について、入札等参加者として推薦する業者の選定に関する事。

上記(1)及び(2)が荒川区提案評価方式業者選定要綱(平成18年8月10日18荒管経第520号)第1条に規定する提案評価方式によらない場合には、選定委員会の構成員に必ず部外の委員を1人以上加えなければならない。ただし、シルバー人材センターを相手方とする特命による随意契約のほか、特殊な技能や特許などを必要とし、他に業務等の履行が可能な者がいないと認められる場合又は特定業者を相手方とすることが区にとって明らかに最も有利な場合を除く。

上記の部外の委員は、他部の庶務担当課長(政策企画課長を除く。)とする(以

下同じ。)

部選定委員会には、前述の部外委員のほか、契約の内容や目的に応じて、専門的な知識等を有する者や関係者の意見など聞くため、学識経験者等を委員として加えることができる。

- (3) 契約全体の予定価格にかかわらず、物品単体の予定価格が10万円を超える場合の機種等の指定に関すること。

「単体の物品」とは、当該物品等の附属設備や付帯機器を含むものとする。

次の場合は、物品の指定には当たらないものとする。

ア 物品購入等の契約で、仕様を満たす物品が複数あり、発注に当たって、主管課で確認できた物品を「想定品」として提示する場合

イ 工事請負契約で、複数の機種の中から1機種を選定して設計を行った場合いずれの場合も、仕様書や設計図書等において「同等品以上の性能等を備えた物品の納入や、同等品以上の機種による施工を認める」旨を明記すること。ただし、仕様を満たす物品等が事実上、1機種しか存しない場合は、物品指定に当たるので、単体物品の予定価格に応じて、部選定委員会への付議を要する。

物品指定のうち、物品単体の予定価格が100万円以上の場合は、「重要な物品指定」として、部外委員を加えた部選定委員会において審議すること。

物品の指定は、厳密な運用が求められることに留意し、部選定委員会への付議を要しない案件であっても、主管課において、比較検討を行った上、資料を作成し、課長決定を受けること(契約締結決定と兼ねることは可)。

- (4) 経理課契約以外の契約(以下「各課契約」という。)のうち、附合契約及び附合契約に準ずる契約を除く契約で、予定価格が50万円を超える契約に係る次の事項に関すること。

特命による随意契約を行う場合の相手方業者の選定

競争入札又は見積競争に参加させる業者の選定(制限付き一般競争入札又は公募方式見積競争の参加要件の設定を含む。)

上記(4)の取扱いは、部選定委員会への付議に関する基準であり、第2の見積書の徴取に関する基準ではない。予定価格が20万円を超え50万円以下の契約であって、物品修繕、建物及び工作物の修繕に係る契約以外の契約については、主管課において、相手方業者の指定理由や見積競争等参加業者の選定理由を整理した文書を作成すること。

2 審議に関する特例

- (1) 災害時の応急復旧工事(緊急的に機能回復を図る工事をいう。)に関する契約については、区と災害協定を締結している団体等又は当該団体等が推薦する者を相手方とする場合に限り、文書付議によることができる。
- (2) 区立学校及び区立こども園の長を契約担当者とする契約については、教育委員会事務局に設置された部選定委員会において審議を行うこととし、文書付議によることができる。

附 則

- 1 この基準は、令和7年11月1日から施行する。
- 2 改正後の第2、第6、第10及び第11第1項の規定は、この基準の施行の日以後に発注する案件について適用し、施行の日前に発注した案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第10の規定は、この基準の施行の日以後に発注した、令和8年4月1日以降に締結する契約について適用し、施行の日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。